

5 掛金・補償の内容について

①掛金払込の条件: 加入申込の人数に関わらず1回の払込につき掛金総額3,000円以上(追加の場合も同様)

※払込手数料は加入申込者負担となります。

②掛金タイプ: 「24時間型:4タイプ」・「活動型:2タイプ」の6タイプから1人1つ選択してください。複数口加入はできません。

③掛金タイプと補償内容

補償内容のうち上段は老人クラブ活動中のケガの補償額、下段()内は老人クラブ活動中以外(日常生活全般(24時間))のケガの補償額です。

タイプ		補償充実 24時間型				活動型	
		クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)・クラブ活動中以外を問わず 日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 【補償額】上段:活動中のケガの補償額 下段:(活動中以外のケガの補償額)				クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)の ケガを補償します。	
補償内容 (保険金額)	掛金 (1人あたり)	12,000円/年	8,000円/年	5,000円/年	3,500円/年	1,000円/年	500円/年
ア 死亡保険金(注2) (事故から180日以内)		410万円 (250万円)	290万円 (210万円)	270万円 (190万円)	170万円 (125万円)	80万円	45万円
イ 後遺障害保険金(注2) (事故から180日以内)		160万円 (一)	80万円 (一)	80万円 (一)	45万円 (一)	80万円	45万円
ウ 入院保険金日額(注3) (事故から180日以内、30日限度)		6,300円 (2,500円)	3,370円 (1,420円)	3,320円 (1,370円)	2,070円 (1,080円)	1,950円	990円
エ 通院保険金日額 (事故から180日以内、30日限度)		3,900円 (1,350円)	2,010円 (760円)	1,970円 (720円)	1,140円 (550円)	1,250円	590円
熱中症危険補償(注4)		対象となる保険金 アイウエ(注5)					
個人賠償責任補償 (自転車事故も含む)(注6)		1億円限度		■8,000円、12,000円タイプには「個人賠償責任補償」 (1億円限度)、「地震・噴火・津波補償」の特約がついて います。			
地震・噴火・津波 危険補償(注7)		対象となる保険金 アウエ(注8)					

(注1) 往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、クラブ活動場所までの通常経路を指します。

(注2) 後遺障害保険金はクラブ活動中のケガに起因する場合のみが対象となります。死亡保険金と後遺障害保険金をどちらも請求する場合、いずれかの補償額が上限となります。(例:すでに支払った後遺障害保険金がある場合の死亡保険金は、すでに支払った金額を控除した残額となります)後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金の4%~100%が支払われます。

(注3) 手術保険金として、入院中は入院保険金日額の10倍、外来(入院中以外)は5倍がお支払対象となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(注4) 熱中症危険補償では、医師の診断によって熱中症となった場合に補償の対象となります。

(注5) 熱中症危険補償は今回の改定により24時間型・活動型いずれも対象となります。ただし後遺障害保険金はクラブ活動中のみ対象となります。

(注6) 1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。個人賠償責任補償に限り、加入者のほか、加入者の配偶者や同居の親族(子供や孫等)が起こした事故も補償の対象となります。なお、自動車等を運転中に生じた事故については対象外となります。

(注7) 地震・噴火・津波危険補償(天災危険補償特約)。「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」によってケガをされた場合に補償の対象となります。

(注8) 地震・噴火・津波危険補償(天災危険担保特約)は、クラブ活動中・活動以外問わず24時間対象ですが、補償額はア死亡保険金、ウ入院保険金日額、エ通院保険金日額の下段()内の補償額(活動中以外の補償額)となります。

6 その他

この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする団体契約です。

保険証券を請求する権利は公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この書類は、老人クラブ傷害保険(老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、総合生活保険(傷害補償))についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずこちらの「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険の内容について、ご不明な点は、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。



公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

加入申込書等、
資料請求先

専用FAX03-3597-8767

お問い合わせ先
ご相談

03-3597-8770

ホームページ <https://www.senior-ltd.com/> メールアドレス hoken@senior-ltd.com

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

受付時間 9:30から12:00まで
13:00から17:00まで

土、日、祝祭日、
年末年始休

「クラブ活動中」に他人の物を壊したり、他人をケガさせた場合に備える、クラブ全員加入の「老人クラブ賠償責任保険」もあります。

詳しくは、全国老人クラブ連合会保険係へ資料請求ください。